

キャンパスハラスメントの相談・支援の特徴について

山崎 理央

(福山大学 人間文化学部)

キャンパスハラスメントの防止のためには、ハラスメント防止や対応を担う体制が整備され、それが学生や教職員にも日頃から周知されることが重要と考えられる。山崎 (2020) では、中国四国地方にある 25 の国公立大学および 47 の私立大学、計 72 大学の公式ウェブサイトを参照し、ハラスメント防止・対応を担う委員会や対策室等の設置、相談窓口の設置や相談員の配置、防止・対応に関する規程やガイドライン等の整備、これら 3 項目に関する情報の記載状況を調べた。

その結果、委員会等・相談窓口・規程等の 3 項目とも整備されているとの情報の記載があったのは 42 大学 (国立大学のすべて、ほとんどの公立大学、および 20 の私立大学) であり、20 大学では 1~2 項目が整備されているとの記載が見られた。また 10 私立大学では、3 項目のいずれも整備の記載が見当たらなかった。

このことから、キャンパスハラスメントの対応の整備は多くの大学で広がってきている様子であったが、一方でその中身である相談から解決までのプロセスや対応の位置づけは、特に多くの私立大学においては、まだ必ずしも明確になっていない段階であることがうかがえた。また、相談対応が非常勤スタッフに限られるものや、事務職員が窓口を兼ねるもの、教員が持ち回りで担当するものなど、相談体制は各大学組織の事情が多分に反映されたものであると考えられた。

上記をふまえて本稿では、キャンパスハラスメントの相談・支援の特徴として検討すべきと考えられるポイントを整理した。

グレーゾーンの段階での対応

大学の場合には背景の異なるさまざまな人間同士が居合わせており、その中での人間関係でときに行き違いが生じること自体は避けようがない。湯川 (2021) が指摘するように、ハラスメントはグレーゾーンから始まり、時間をかけてエスカレートしていくことが多い。小さな摩擦が生じたとき、繰り返しやエスカレートをさせずにどう対処していくかが重要となる。そのため、ハラスメント相談は気軽に利用しやすくすることで、リスク

の小さなうちに手を打つことも必要であり、そのためには調査・処罰以外のさまざまな柔軟な対応・調整も積極的に行うことが必要となるが、その分、対応にはそれなりの専門性、専門スタッフの確保が重要といえる (北仲, 2018)。

学生相談とハラスメント相談のスペクトラム

大学の体制によっては、学生相談がハラスメントの相談も兼ねている可能性がうかがえたが、そのような場合に考慮が必要と思われる点として、学生相談とハラスメント相談の異同がある。

学生相談を担当するカウンセラーは、心理療法や心理カウンセリングのアイデンティティを持っていることが多いと思われる。いわば医療モデルや成長モデルといったものであり、個人の抱える苦悩をその個人の独立した心理現象として扱い、個人内の変化を目標とする傾向がある。一方でハラスメント相談では、個人の生活環境やそれを形成しているシステム的な要因に目を向ける必要性が高いといえる。そこで求められているのは相談者自身の変化ではなく、相談者の生活環境における特定の人物の行動の変化である。

杉原 (2014) は、このように学生相談とハラスメント相談の両者は一見異なっているものの、実は大きな重なりがあり、両者の相談は連続したスペクトラム上に存在するととらえるのが有用であることを述べている。両者とも個人内要因、環境要因、システム要因それぞれに目を向ける必要があるし、また相談者への救済措置は、その苦しみの理解によって裏付けられたものであるときに初めて、相談者の心理的助けになるのである。

被害者・加害者(とされた者)それぞれの支援

申し立て・調査が行われる場合に、結論まで時間がかかることが多いため、ハラスメントであるか否かの未認定状態という曖昧性が保たれたまま「加害者とされた者」が生み出されることは、支援の際のジレンマとなる。加害的言動がはじめに存在することで被害相談の必要性が生じることから、「加害者とされた者」の支援もハラスメント防止の上で重要であるが、「加害者とされた者」の対応事例の蓄積が課題である (中澤, 2018)。